

政令第二百九十七号

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百七十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二の八の項中「一、七〇〇円」を「一、九〇〇円」に改め、同表の九の項中「一、三五〇円」を「一、五五〇円」に改め、同表の備考中「登録の更新の申請」を「同法第三条第八号に規定する申請等」に、「一、二六、八〇〇円」を「一、二六、八〇〇円」と、八の項中「一、九〇〇円」とあるのは「一、七五〇円」と、九の項中「一、五五〇円」とあるのは「一、四〇〇円」に改める。

附 則

この政令は、令和七年十一月五日から施行する。

理由

最近における経済情勢の変化に鑑み電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証の交付等の申請を行う者が納めなければならない手数料の額を見直すとともに、電子情報処理組織を使用して当該申請を行う場合の手数料の額を定める必要があるからである。